



環境を守る農業宣言

以下のチェックした事項に取り組み、良質安全で環境負担軽減を目指した米づくりをします。

- 土づくりに緑肥（クローバ）を用いる。
- 土壌分析等により地力を判断し適切な施肥量とする。
- 本田では化学肥料を用いず有機肥料を施用する。
- 肥料分の流失防止のため代かき水を流さない。
- 肥料分の流失防止のため落水が必要な場合は、にごりがおさまってからとする。
- 生育状況に合わせて中干し等適正な水管理をする。
- 化学農薬の使用は慣行の5割以下とする。
- 種子は温湯消毒を用いる。
- 除草剤の使用に当たっては7日間以上止水する。
- 妨害虫の発生状況に応じた防除を行う。
- 珪畔は除草剤を用いず草刈りにより除草する。
- 珪畔の草刈りは出穂10日前に行いカメムシの被害を防止する。
- 適期（青味粉率10～15%）の収穫を行う。
-
-

平成 22年 2月 / 日

宣言者

本原邦人

※この枠内は記入しないでください。

宣言第0911198号 として受理しました。

島根県知事 溝口 善兵衛

